

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 5 年 12 月
農林水産省消費・安全局
環境省自然環境局

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要」について、令和5年10月13日から令和5年11月11日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリック・コメントを実施したところです。

その結果、募集期間中において、当該案に対する御意見等は寄せられませんでした。このことから、別紙案のとおり、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成21年農林水産省・環境省令第3号）の一部改正を行うこととしましたのでお知らせいたします。

| |
|--|
| (問合せ先) 消費・安全局畜水産安全管理課 電話：03-3502-8111（内線：4534） |
|--|